

特定施設志貴野長生寮 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会が設置経営する特定施設志貴野長生寮（以下「事業者」という。）は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを円滑に提供することにより、要介護状態にある利用者が能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者が行う、次項に規定する業務のほか、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要な指導及びその他の援助を行うよう努めるものとする。
2 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護を行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定施設志貴野長生寮
- (2) 所在地 富山県高岡市滝新 21 番地 1 号

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 施設を運営するために、職種ごとの従業者を次のとおり置く。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定するところによる。

- (1) 施設長（管理者） 1 名 (常 勤)
 - (2) 生活相談員 1 名 (常 勤)
 - (3) 計画作成担当者 1 名 (常 勤)
 - (4) 介護職員 利用者 10 名に対し 1 名以上 (常勤換算方法)
- 2 前項に定める者のほか必要に応じ他の従業者を置くことができる。

(職務の内容)

第5条 施設長は、施設従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 計画作成担当者は、次項に規定する業務を行い、それに沿った介護が行われるよう他の従業者と協議し調整を行う。
- (1) 目標、及び達成時期、達成のための具体的サービスの内容、留意点を記載した特定施設サービス計画を作成する。
 - (2) 利用者及びその家族等に説明し、文書により同意を得る。
 - (3) 特定施設サービス計画に基づく指定居宅介護サービスの提供の開始から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに利用者について解決する課題を把握する。
 - (4) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。
- 3 生活相談員は次項に規定する業務のほか、外部サービス利用型特定施設入居者生活介

護の利用に際しての調整と管理を行う。

- (1) 利用者の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の利用に際し、居宅介護支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - (2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に関する利用者及びその家族からの要望や相談の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
- 4 介護従業者は、特定施設サービス計画に基づき、それに沿った介護を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう介護する。

(業務分掌)

第6条 各係の業務分掌は、別にこれを定める。

第3章 入居定員

(入居定員)

- 第7条 (1) 事業所の入居定員は30名とする。
(2) 居室数 個室 30室

(定員の遵守)

第8条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 利用者の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容 及び利用料その他の費用の額

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の方針)

- 第9条 事業者は、利用者について、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及びその他の援助を妥当適切に行う。
- 2 利用者の処遇は特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
 - 3 事業者の従業者は、利用者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。

(生活相談等)

- 第10条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 2 事業者は、利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及びその他の援助を行う。
 - 3 事業者は、要介護認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
 - 4 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保する。
 - 5 事業者は、利用者に対し退所後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。

(利用料)

第 1 1 条 事業者が指定居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に不合理な差額が生じないものとする。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 理美容代

(2) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用

(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

4 前項までの利用料に係る指定居宅介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族等に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第 1 2 条 事業者は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、指定居宅サービスの内容及び費用を記した文書により説明及び同意を得るものとする。

(指定居宅サービス事業者の名称、所在地)

第 1 3 条 事業者が委託する指定居宅サービス事業者の名称、所在地は次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業者

名称 志貴野長生寮訪問介護センター

所在地 〒939-1254 富山県高岡市滝新 21 番地 1 号

(2) 指定訪問看護事業者

名称 訪問看護ステーションほのぼの

所在地 〒933-0824 富山県高岡市西藤平蔵 313 番

地

(3) 指定地域密着型通所介護事業者

名称 志貴野長生寮デイサービスセンター

所在地 〒939-1254 富山県高岡市滝新 21 番地 1 号

(4) 指定通所介護事業者

名称 はるかぜデイサービス

所在地 〒939-1119 富山県高岡市オフィスパーク 13 番地

(5) 指定認知症対応型通所介護事業者

名称 といで野はるかぜデイサービス

所在地 〒939-1104 富山県高岡市戸出町 3 丁目 951 号

(利用者が他の居室に移る場合の条件)

第 1 4 条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に指定居宅サービスを受けることが困難な場合にあって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- (1) より適切なサービス提供をする上で、日照、採光などの環境が適切でないとき。
 - (2) より適切なサービスを提供するうえで、現に利用している居室の設備等では支障があるとき。
 - (3) より適切なサービスを提供するうえで、現に利用している居室では、他の利用者との関係において支障があるとき。
 - (4) その他、より適切なサービス提供をするため、現に利用している居室では利用者の日常生活に支障があるとき。
- 2 事業者は、指定居宅サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、事業者の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができる。

(利用者が他の居室に移る場合の手続き)

- 第15条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。
- 2 事業者の管理者は、前項の書面を受理したときは、事業者の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。
- 3 前条第2項の規定により事業者が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室の移動に係る費用負担)

- 第16条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。
- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(食事)

- 第17条 事業者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
- 2 食事はできるだけ変化にとみ十分なカロリーと成分を含み、かつ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失をさけ、消化吸收の実をあげるように努める。

(衛生管理)

- 第18条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 施設は、利用者と施設の衛生管理のため、次の各号に定める事項を行う。
- (1) 衛生知識の普及指導
 - (2) 年2回以上の大掃除
 - (3) 月1回以上の消毒
 - (4) 月1回程度の調髪
 - (5) その他必要なこと
- 2 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、支援員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定すること。

（健康管理）

第19条 施設長、医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておかなければならない。

2 利用者が、軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行わなければならない。

3 緊急の場合は前項の規定にかかわらず診療を受けることができる。

（利用者の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の状況に関する記録の整備）

第20条 事業者は、次の各号に掲げる利用者の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 利用者の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体拘束等行った場合のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者からの要望等の内容等の記録
- (5) 利用者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（入所）

第21条 事業者は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

（契約時の面接）

第22条 事業者は、利用予定者の契約に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、施設の目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感とを抱かせるよう努めなければならない。

（解約事由）

第23条 次の場合は、実施機関に連絡し、解約処置を講ずるとともに、関係者に連絡するものとする。

- (1) 利用者からの解約の申し出があったとき。
- (2) 利用者が病院等に入院し3ヶ月以上経過したとき及び3ヶ月以上の期間入院が見込まれるとき。
- (3) 利用者が死亡したとき。

（社会復帰の支援）

第24条 事業者は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めるものとする。

- 2 事業者は、利用者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業者は、利用者の退所後も、必要に応じ、その利用者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行うものとする。

(日課の励行)

第25条 利用者は、施設長、生活相談員、医師、看護職員、支援員等の指導による日課を励行し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(面会)

第26条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、その旨を施設長に届け出て、面会するものとする。

(健康保持)

第27条 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

(衛生保持)

第28条 利用者は、事業所の清潔、整頓その他の環境衛生の保持のため事業者に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第29条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときはすみやかに施設長又は生活相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第30条 利用者は施設内で、次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (3) その他この規程で定められていること。

(損害賠償)

第31条 利用者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または現状を回復しなければならない。

- 2 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。
- 3 施設は、利用者に対する処遇の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償するものとする。

第6章 緊急時等における対応方法

第32条 事業者は利用者の心身状況に急変が生じた場合、その他急変の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなどの必要な措置を講じる。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 事業者は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員へ周知する。

2 施設は、非常災害に備えるため、年2回以上避難誘導等、救出その他必要な訓練を実施する。

3 事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

4 事業者は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(協力病院等)

第34条 事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかななくてはならない。また、協力歯科医療機関を定めるよう努めるものとする。

2 事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。

(秘密保持等)

第35条 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、施設は必要な措置を講じなければならない。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(個人情報の保護)

第36条 事業者は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、施設での処遇以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情等への対応)

第37条 事業者は、提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、その苦情等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に関して、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、市町村から求めがあった場合には、改善内容を報告しなければならない。

4 事業者は、提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条（連合会の業務）第1項第2号の規定による調査にできる限り協力する。指導又は助言を受けた場合は、その指導又

は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業者は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第38条 事業者は、事故が発生又は再発することを防止するため、次に定める措置を講ずるものとする。

- （1）事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - （2）事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - （3）事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止のための措置）

第39条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - （5）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第40条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第41条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務

継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第42条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(掲示)

第43条 事業者は指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、外部サービス利用型特定施設職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第44条 事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第45条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(その他運営に関する留意事項)

- 第46条 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、適切な利用者の処遇を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 雑則

(改正)

- 第47条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を経て行うものとする。
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長がこれを定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。